

令和5年度 第8回庁議要旨

日時：令和5年8月1日（火）

午前9時～午前9時25分

会場：庁議室

[審議事項]

1 長期継続契約とすることができる契約の見直しについて（総務部）

平成16年11月の地方自治法及び地方自治法施行令の改正により、長期継続契約を可能とする契約の適用範囲が拡大されたことから、平成17年7月に石巻市長期継続契約とする契約を定める条例を定め、事務機器、通信機器及び公用車の賃貸借並びに施設維持管理に関する委託契約について、長期継続契約を可能とした。

しかしながら、近年、商慣習上複数年の契約締結が一般的な物品賃貸借や役務提供で、条例の規定に該当せず債務負担行為を設定している契約がある。

長期継続契約の適用範囲を拡大し、より実状に則した契約事務が図られるよう、条例の規定を改正し、契約の詳細については規則で定めるもの。

(1) 主な内容

ア 条例の改正

改正後	現行
(1) <u>複数年にわたり借り入れる必要がある物品又は毎年度当初から借り入れる必要がある物品に係る契約</u>	(1) <u>事務機器に関する賃貸借契約</u>
(2) <u>複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務又は毎年度当初から役務の提供を受ける必要がある業務に係る契約</u>	(2) <u>通信機器に関する賃貸借契約</u>
	(3) <u>上記契約に付随する保守の委託契約</u>
	(4) <u>公用車の賃貸借契約</u>
	(5) <u>施設の機械警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約</u>

イ 条例施行規則の制定

第1条 趣旨について規定

第2条 長期継続契約を締結することができる契約について規定

第3条 長期継続契約の期間について規定

第4条 公表内容等について規定

第5条 その他について規定

(2) 今後の予定

令和5年9月 市議会第3回定例会に石巻市長期継続契約とする契約を定める条例の全部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

石巻市長期継続とする契約を定める条例施行規則の制定

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

2 (仮称)石巻市立日本語学校設置施設選定会議の設置について(復興企画部)

現在、全国的に人口減少や少子高齢化が進んでおり、将来的な人口減少によって様々な産業で人手不足が懸念されることから、宮城県より、留学生や外国人労働者の地域定着を図る目的として、仙台市以外への公的機関が関与する日本語学校の設置検討の方針が示された。

本市では、これまで多くの外国人技能実習生等を受け入れており、外国人を受け入れる土壌が整っている状況にあること、さらには外国人留学生の定住を促進することによる地域住民との交流、労働力の確保、消費拡大など、持続可能な地域社会の形成に大きな効果をもたらすことが期待されることから、令和4年度より公設公営の日本語学校の開設に向けて、準備を進めてきたところである。

また、同様に大崎市においても公設公営の日本語学校の開設に向けて、準備を進めている。

本市において公設の日本語学校を開設するに当たり、小・中学校の統廃合等で生じる空き校舎等、公共施設の活用の可能性について、事業目的に最も合致した施設の選定を公正かつ客観的に審査するもの。

(1) 主な内容

ア 名称 (仮称)石巻市立日本語学校設置施設選定会議

イ 構成員

本選定会議の会長を復興企画部長、副会長を復興企画部次長(事務局:同部日本語学校設置推進室)とし、関係部次長を委員と定めるほか、日本語教育について専門的な知識を有する外部有識者をアドバイザーとして招くこととする。

(ア) 委員 5名

- ① 総務部次長(財政・財産管理)
- ② 保健福祉部次長(教育施設外の公共施設)
- ③ 産業部次長(労働力の確保)
- ④ 建設部次長(施設改修)
- ⑤ 教育委員会事務局次長(小・中学校の教育施設)

(イ) アドバイザー 3名

- ① 東北大学言語・文化教育センター准教授
- ② 公益財団法人 宮城県国際化協会
- ③ 宮城県経済商工観光部国際政策課

ウ 内容

(ア) 第1回選定会議

日本語学校開設の可能性がある各施設について、事務局が点数化した評価内容を委員が審査し、アドバイザー等の助言を受けながら、候補地を絞り込む。

(イ) 第2回選定会議

絞り込んだ候補地の現地視察を実施

(ウ) 第3回選定会議

地区住民の意見や改修にかかる費用等も含め総合的に判断し、候補地を決定

(2) 今後の予定

令和5年 8月 (仮称)石巻市立日本語学校設置施設選定会議設置規程を制定
第1回(仮称)石巻市立日本語学校設置施設選定会議の開催
第2回(仮称)石巻市立日本語学校設置施設選定会議の開催

8月下旬 ～9月上旬	日本語学校設置候補地の地区住民に対する説明会の開催
9月	第3回（仮称）石巻市立日本語学校設置施設選定会議の開催 庁議において選定会議結果報告及び（仮称）石巻市立日本語学校設置に関する意思決定の提案
10月	宮城県と日本語学校開設に関する覚書の締結

3 石巻市雄勝クリーンセンターの廃止について（市民生活部）

ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、雄勝クリーンセンター等の基準適合外の施設を閉鎖し、その代替施設として、石巻広域クリーンセンターが平成14年12月から稼働しており、石巻地域のごみ処理の広域化が図られている。

焼却施設の解体にあたっては、長期的な財政事情を考慮し、財源としては合併特例債を活用しながら、計画的な解体事業を進めている。

石巻市雄勝クリーンセンターを廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市雄勝クリーンセンターを廃止し、解体撤去工事を行う。

廃止する施設の概要については以下のとおり。

ア 名称：雄勝クリーンセンター

イ 所在地：石巻市雄勝町雄勝字小淵125番地

ウ 施設概要

建物構造：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

地下1階 地上1階建

延床面積：1,111㎡

処理方式：機械化バッチ式焼却炉

建築年月：平成4年6月

稼働停止年月：平成14年11月

(2) 今後の予定

令和5年 9月 市議会第3回定例会に関係条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和5年9月30日)

12月 市議会第4回定例会で雄勝クリーンセンター解体工事契約議案を提出
議決後、工事契約を締結し、工事着手予定

令和7年 3月 工事完了

4 民間認定こども園の開設に伴う石巻市立井内保育所及び石巻市立稲井幼稚園の廃止について（保健福祉部）

保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得られる仕組みづくりや多様化する保育ニーズに対応するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画において、老朽化した井内保育所及び稲井幼稚園を廃止し、令和6年4月に民間による幼保連携型認定こども園の開園を予定している。

令和6年4月に民間認定こども園が開設されることから、井内保育所及び稲井幼稚園を廃止するもの。

(1) 主な内容

1 廃止する保育所・幼稚園の施設概要

施設名	井内保育所	稲井幼稚園
所在地	石巻市新栄一丁目24番地	石巻市真野字八の坪116番地2
定員	80人	65人
建物構造	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	1,919㎡	2,637㎡
延床面積	645.1㎡	280.0㎡
建築年度	平成24年度	昭和55年度

(2) 今後の予定

令和5年9月 市議会第3回定例会に石巻市立学校設置条例及び石巻市保育所条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和6年4月1日）

（石巻市保育所条例施行規則、石巻市行政組織規則、石巻市文書取扱規程、石巻市公印規程、石巻市教育委員会の組織等に関する規則、石巻市立幼稚園園則）

令和6年3月 井内保育所及び稲井幼稚園の閉所（園）

[報告事項]

1 （仮称）鹿妻保育園の設置・運営事業者の決定について（保健福祉部）

石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき、鹿妻保育所を廃止し、民間事業者による設置・運営を行うこととしていることから、令和5年4月に公募を開始し、同年7月に開催した（仮称）鹿妻保育園設置・運営事業者選定委員会において、設置運営事業者の選定を行った。

令和7年4月に民間事業者による認可保育所を開園する。

(1) 主な内容

- ア 設置運営事業者 株式会社アイグラン（本社：広島県広島市）
- イ 設置場所 石巻市渡波字新千刈地内
- ウ 認可定員 60人
- エ 実施予定事業 乳児保育、一時預かり、障害児保育、延長保育

(2) 今後の予定

令和5年8月 鹿妻保育所保護者説明会（事業者決定）

令和6年2月 建設費補助金事前協議（県・市）

令和6年市議会第1回定例会に当初予算案を提案

4月 建設費補助金内示

6月 実施設計完成

6月～ （仮称）鹿妻保育園への移行準備、入所調整、保護者説明会等

7月～ （仮称）鹿妻保育園建設工事着工

9月～ 設置運営事業者による児童、保護者、保育士との交流、保育内容引継ぎ

令和7年2月 建設工事完成

4月 開園

2 こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備に伴う関係条例等の整理について（保健福祉部）

こども家庭庁設置に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する「こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号。以下「整備法」という。）が公布された。

本整備法により、学校教育法をはじめ48件の法律が改正され、令和5年4月1日から施行されている。関係法令の改正に伴い、関係する条例等の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

関係法令の改正に伴い、下記の関係する条例等の一部改正を行う。

ア 関係条例の改正

(ア) 石巻市かもめ学園条例の改正

児童福祉法第24条の26第2項中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項中「厚生労働大臣」が「主務大臣」に改正されたことに伴い、石巻市かもめ学園条例（平成17年条例第141号）を整理。

(イ) 石巻市子ども・子育て会議条例の改正

子ども・子育て支援法第72条から第76条まで削除されたことに伴い、条ずれが生じたため、石巻市子ども・子育て会議条例（平成25年石巻市条例第39号）を整理。

(ウ) 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正

学校教育法第25条に第2項及び第3号の追加及び子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことに伴い、条ずれが生じた。また、法律・事務の所管庁の移管等に伴い、「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことにより、石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第36号）を整理。

(エ) 石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

児童福祉法第24条の26第2項中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことに伴い、石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第37号）を整理。

イ 関係規則等の改正

関係条例の改正と同様に、関係規則・要綱等について、法改正等に伴う文言を整理。

(2) 今後の予定

令和5年9月 市議会第3回定例会に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案（公布の日から施行）
関係規則・要綱等の改正（公布の日から施行）

3 令和6年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

ア 開催内容

(ア) 対象者について

平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む。）又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

(イ) 内容について

式典、実行委員会によるアトラクションを行う。

(ウ) 石巻地区について

令和5年成人式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回に分けて開催していたが、令和6年成人式は1回とする。

イ 日程及び会場

令和5年6月30日現在(人)

日 時	地区	会 場	対象者数
令和6年1月5日(金)午後2時	桃生	桃生公民館文化ホール	59
令和6年1月7日(日)午前11時	河南	遊楽館かなんホール	144
令和6年1月7日(日)午前11時	北上	北上小学校体育館	17
令和6年1月7日(日)午後2時	石巻	マルホンまきあーとテラス大ホール	894
令和6年1月7日(日)午後2時	河北	河北総合センター文化交流ホール	61
令和6年1月7日(日)午後2時	雄勝	雄勝公民館大ホール	4
令和6年1月7日(日)午後2時	牡鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	8
2日程	7会場		1,187

※令和5年1月開催の対象者数と出席状況

対象者 1,263人(男 642人・女 621人)

出席者 1,024人(市内 864人(男 451人・女 413人)・市外 160人)

出席率 81.1%

(2) 今後の予定

令和5年 9月 市報いしのまき9月号へ実行委員募集について掲載予定

募集期間：9月1日～29日

10月～ 実行委員会開催

12月 案内通知(はがき)発送予定

・石巻地区分 12月4日頃発送予定

・他6地区分 12月4日頃6公民館に引き渡し予定

【その他】

なし

以上